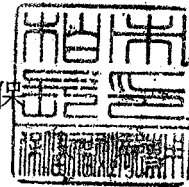


柏市告示第190号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第107号。以下「基準」という。）第16条第1項第1号の規定により軽費老人ホームの入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額及び同条第3項の規定により地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額（平成20年8月15日柏市告示第240号（平成28年4月1日柏市告示書第171号にて一部改正有））の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行します。

令和元年10月1日

柏市長 秋山 浩



第1項の表備考3各号を次のように改める。

- (1) 単独設置「70, 900円」を「71, 200円」に改める。
- (2) 併設置「47, 900円」を「48, 100円」に改める。

第2項各号を次のように改める。

- (1) 基本月額「46, 090円」を「46, 940円」に改める。
- (2) 冬季加算月額（11月から3月まで）
「2, 120円」を「2, 150円」に改める。